

評価委員会の役割

設置者に対して

- ・ 市長による中期目標の策定・変更にあたっての意見
- ・ 中期計画の認可にあたっての意見
- ・ 中期目標期間（各事業年度）における業務実績の評価結果及び業務運営の改善等の勧告についての報告
- ・ 中期目標期間終了時に市長が所要の措置を講じる際の検討にあたっての意見
- ・ 業務方法書の認可にあたっての意見
- ・ 役員の報酬等の支給基準に関する意見
- ・ 財務諸表の承認にあたっての意見
- ・ 中期計画で定める剰余金の使途への残余利益の充当の承認にあたっての意見
- ・ 次期中期目標期間の業務の財源への積立金の充当の承認にあたっての意見
- ・ 限度額を超えた短期借入、短期借入の借換え、重要財産の処分の認可にあたっての意見

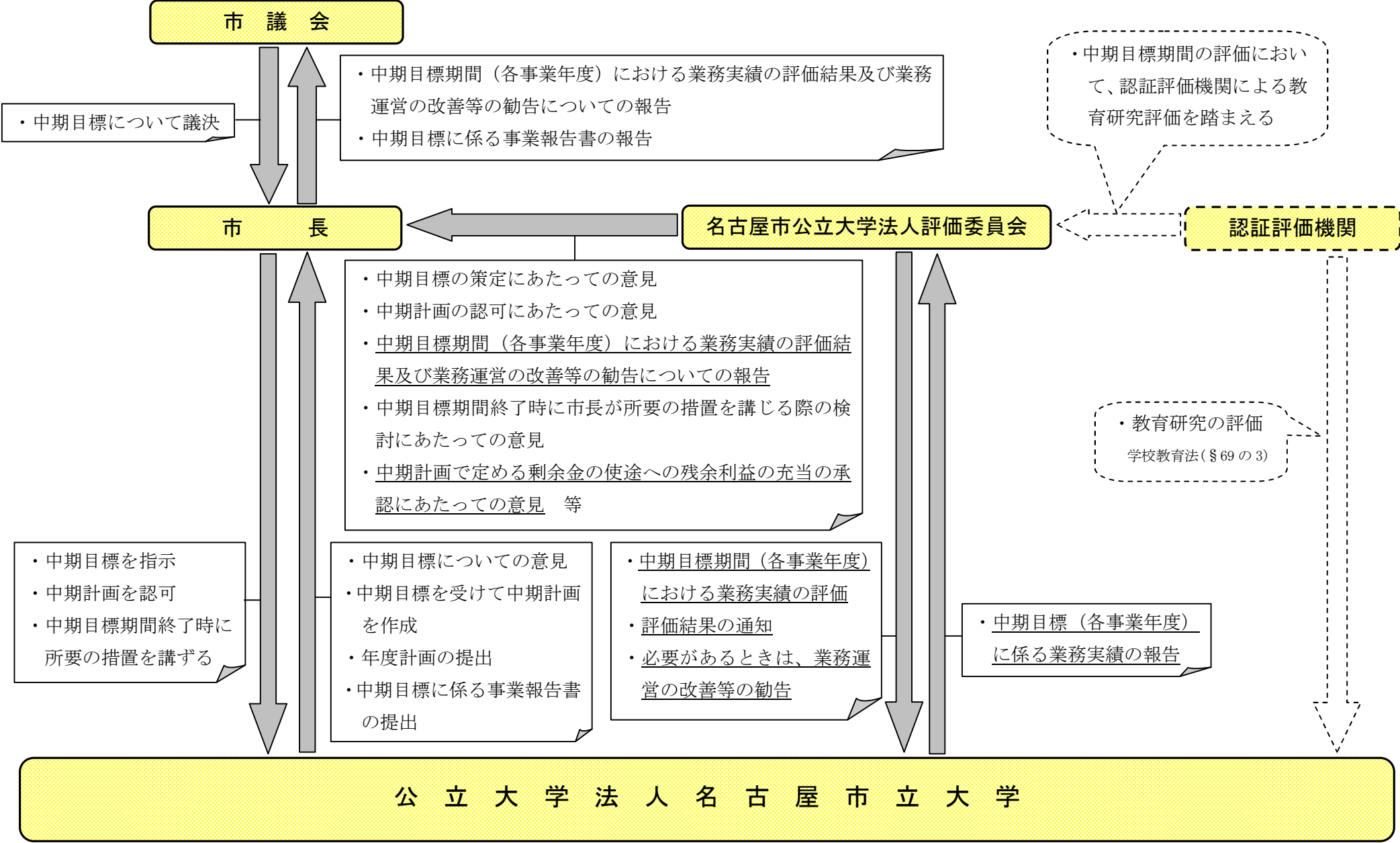
法人に対して

- ・ 中期目標期間（各事業年度）における業務実績の評価
- ・ 評価結果の通知
- ・ 必要があるときは、業務運営の改善等の勧告

市民等に対して

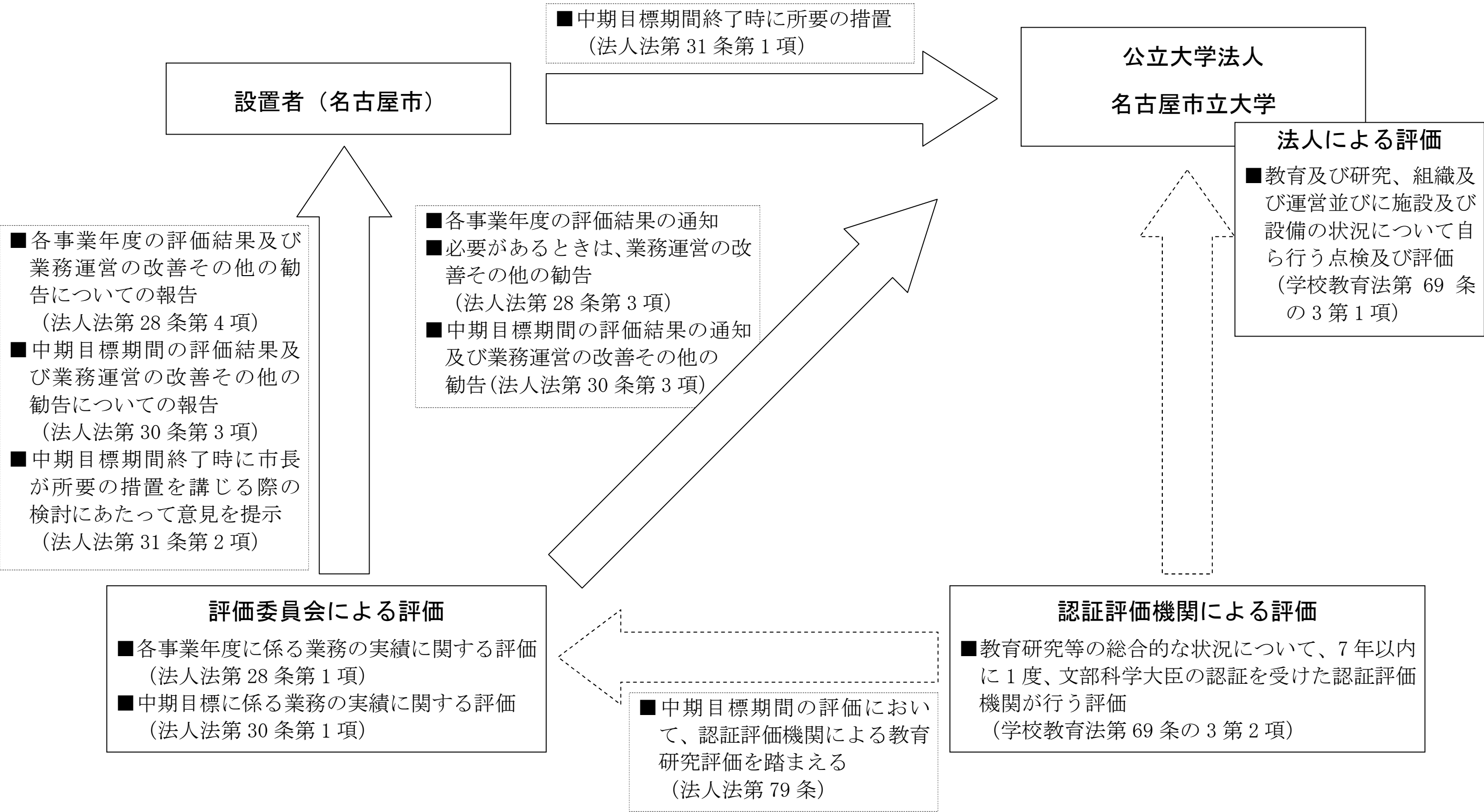
- ・ 中期目標期間（各事業年度）における業務実績の評価結果及び業務運営の改善等の勧告についての公表

目標・評価制度の概要

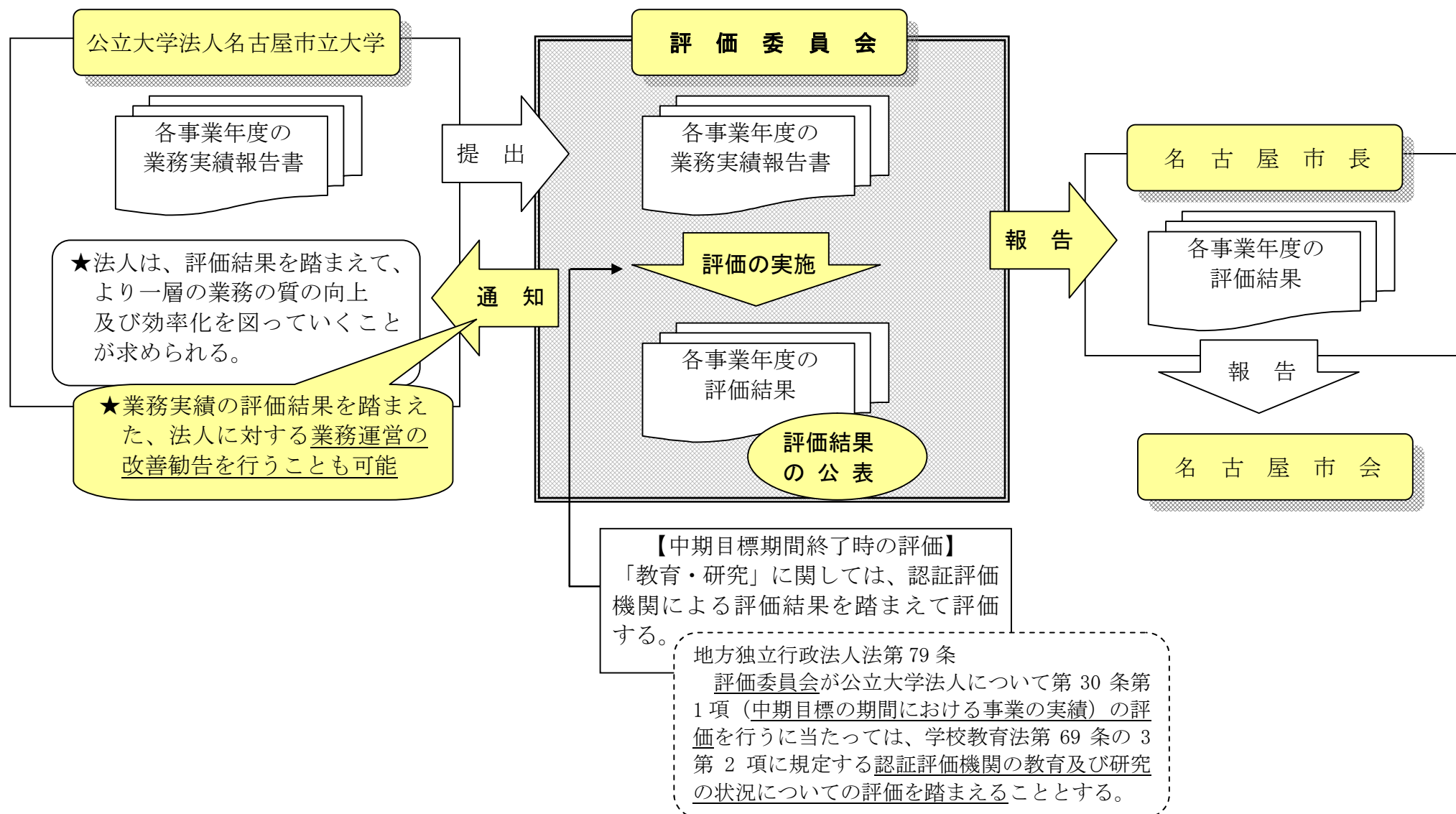


名古屋市立大学に関する評価制度の概要

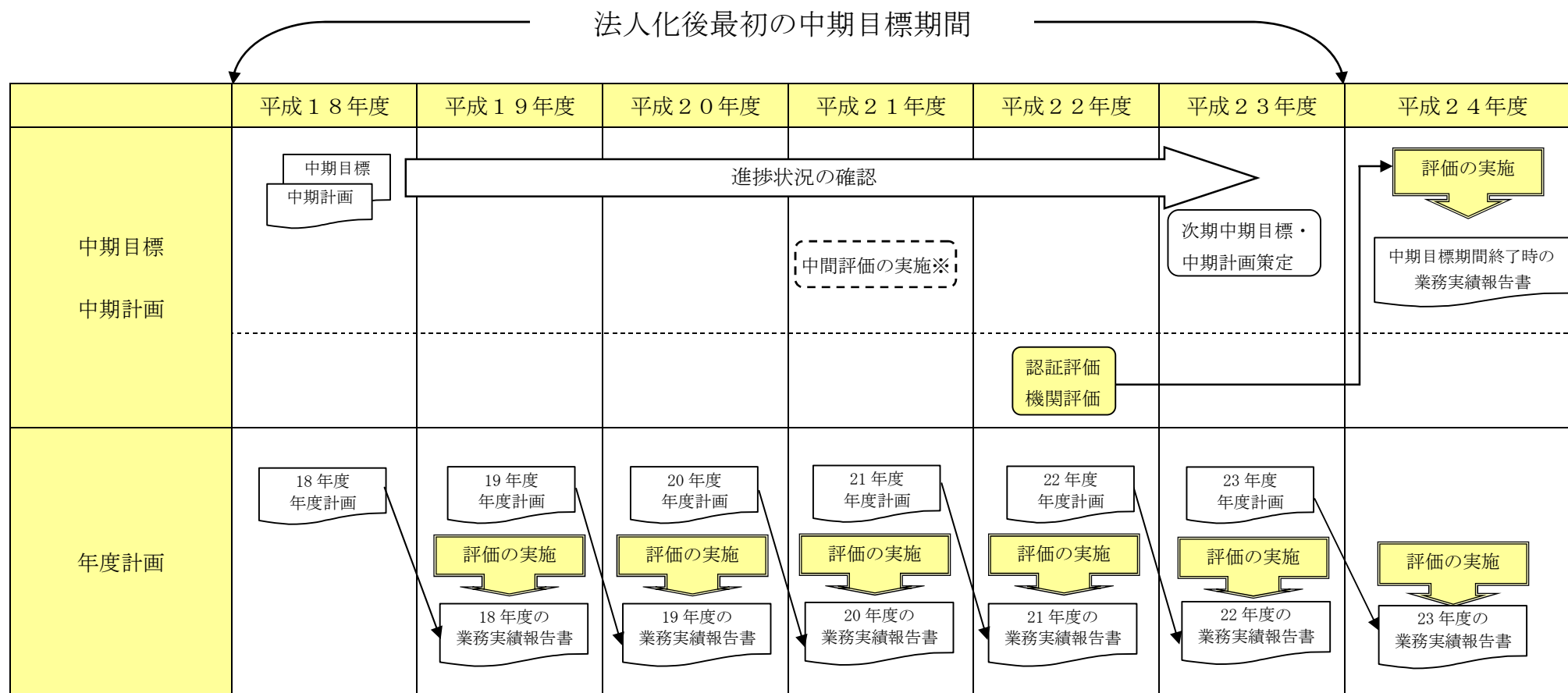
(資料2-3)



評価委員会の評価に関する位置づけ・役割



評価委員会が行う中期目標期間（6年間）の評価フロー



※中間評価の実施・・・必要に応じて、中期目標期間の中間点等において総括を行い、当該期間までの中期計画の進捗状況の確認を行うほか、中期計画の達成が困難と認められるなど、中期目標・中期計画の見直しが必要と考えられる場合については、法人の意見を踏まえつつ、その見直しについても検討する。